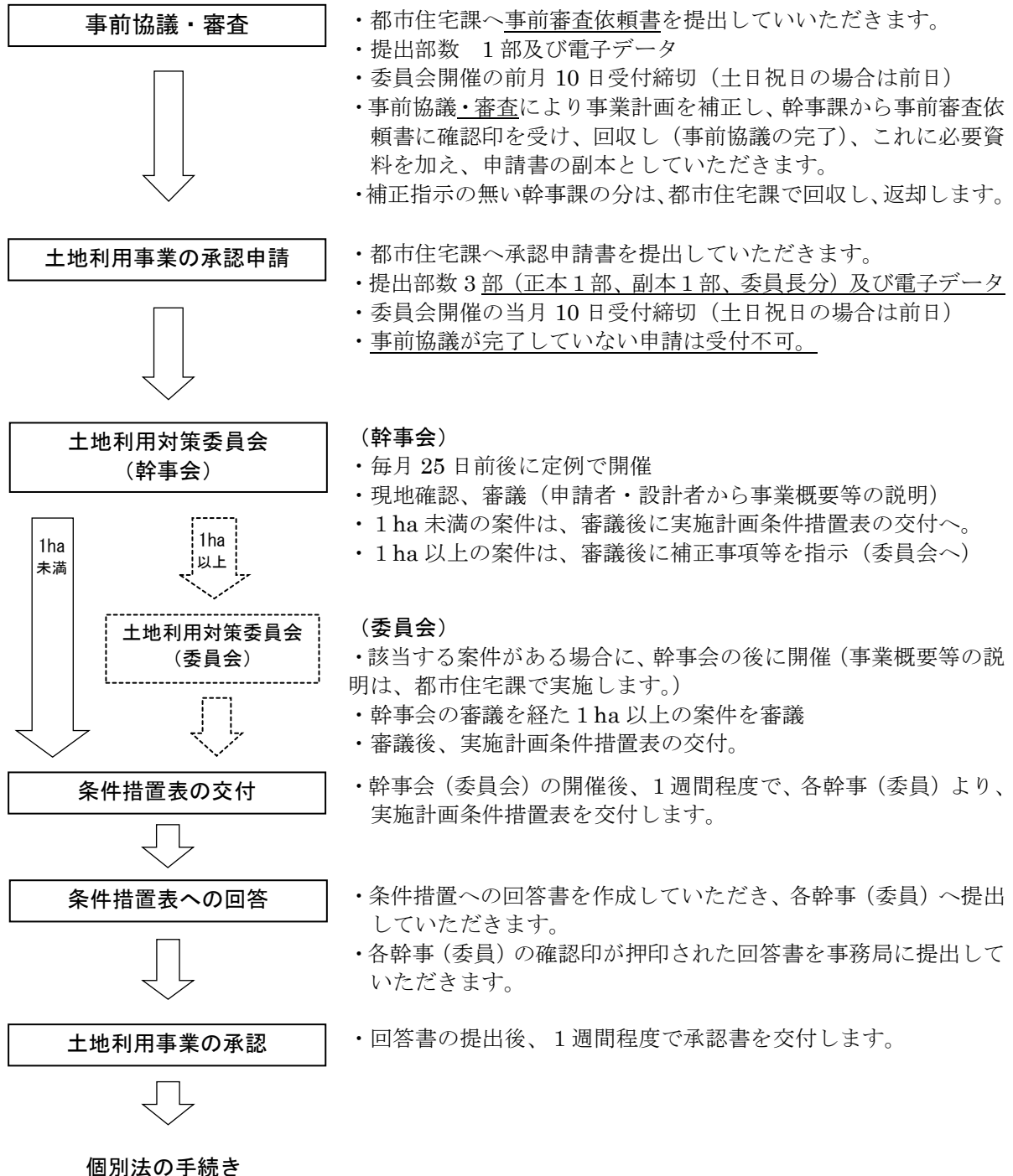


## 牧之原市土地利用事業の手続きの流れ

市内全域において、1,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地について土地利用事業を施行する場合は、「牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、事業計画を作成し、「牧之原市土地利用対策委員会」の審議を経て、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。手続きは下記の示すとおりとなりますが、店舗等の営業や共同住宅の入居開始は、事業の完了受理書の交付が原則となります。

※   は、1 ha 以上の場合



- ・都市計画法、農地法、森林法、砂利採取法、工場立地法等の個別法による手続きを実施していただきます。

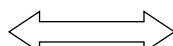
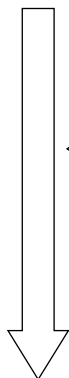


※次ページへ



防災工事着手届  
工事着手届

- ・個別法による手続き後は、都市住宅課へ「防災工事着手届」を提出していただき、防災工事に着手していただきます。
- ・原則、防災工事完了検査後に本体工事への着手となりますが、防災工事と本体工事を同時に行わなければならない事情がある場合は、「工事着手届」を同時に提出していただきます。



**変更承認申請**

- ・計画に変更が生じた場合は、変更承認申請を提出していただきます。
- ・正本1部、副本1部及び電子データを提出していただきます。
- ・1,000㎡以上の区域の拡大が生じる場合は、再度、土地利用対策委員会（幹事会）の審議を受けていただきます。

防災工事完了届  
防災工事完了検査

- ・都市住宅課へ「防災工事完了届」に調整池等の出来形管理図、工事写真等を添えて提出していただきます。
- ・都市住宅課にて、防災工事の完了検査を実施します。
- ・完了検査に合格した場合は、「防災工事受理書」を交付します。



工事完了届  
工事完了検査

- ・都市住宅課へ「工事完了届」に造成工事等の出来形管理図、工事写真等を添えて提出していただきます。
- ・都市住宅課及び関係課にて、工事の完了検査を実施します。



完了是正指示

- ・完了検査にて、工事に不備等があった場合は、都市住宅課及び幹事課から是正指示をします。



是正報告

- ・是正指示に対する手直し等について報告をいただきます。  
(写真報告、現地確認等で確認)
- ・内容により、再度、工事完了検査を実施します。



完了受理書の交付

- ・完了検査に合格した場合は、「工事完了受理書」を交付します。